

○令和6年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 Q & A 【介護施設等】

更新日：令和7年4月14日

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	1	対象となる事業所の種別は？	ホームページの<対象事業所・施設詳細>に記載の事業所が対象です。	
対象事業所	2	なぜ有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象外なのか？	利用料等が公定価格で決められており、物価高騰の影響を利用料等に反映できない事業所を対象としています。 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、物価高騰の影響を利用料等に反映することが認められているため対象外となったので、ご理解ください。	
対象事業所	3	みなし指定の事業所は対象となるか？	みなし指定の事業所自体として光熱水費が発生することはないと認識しております。本体施設（老健、医療機関など）の光熱水費として申請をしてください。 ※みなし指定の事業所は、本体施設と同じ部屋・設備を使用して別事業を行うものです。	
対象事業所	4	みなし指定の事業所は対象外とのことだが、介護老人保健施設・介護医療院が実施する訪問リハビリテーション事業所で、もともと一般指定を受けていたものが、令和6年6月の制度改正によりみなし指定に切り替わった場合も対象外なのか？	令和6年4月1日時点で一般指定を受けていた訪問リハビリテーション事業所については、申請時点でみなし指定に切り替わっていたとしても、支援対象とします。	
対象事業所	5	一つの事業所で介護施設と障害者施設の指定を受けている場合、両方で申請してよいのか？	介護施設と障害者施設の両方で申請することもできますが、面積按分をするなどして、光熱水費が重複して計上されないように注意してください。 ※どちらか片方にすべての光熱水費を寄せて計上したとしても申請額の計算は変わらないため、差し支えない。	
対象事業所	6	一つの事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（併設事業所がある場合）、それぞれのサービスが支援対象となるのか？（例：介護老人福祉施設と通所介護事業所、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所など）	それぞれのサービスが支援対象となります。ただし、面積按分をするなどして、光熱水費が重複して計上されないように注意してください。 ※どれか一つにすべての光熱水費を寄せて計上したとしても申請額の計算は変わらないため、差し支えない。	
対象事業所	7	空床型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所については、どのように申請すればよいのか？	空床型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所は、本体施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）と同じ部屋・設備を使用して一体的に事業を行うものです。 そのため、空床型の事業所における光熱水費や、令和6年10月1日時点入所者数については、本体施設に含めて申請をしてください。	
食材料費	8	食材料費支援の対象は入所系施設だけとのことだが、通所事業所でも食事を提供している場合があるのになぜ対象にならないのか？	食材料費支援においても、光熱水費と同様に、物価高騰の影響を価格に反映できない事業所を対象としています。 入所施設においては国で食費の基準額を定めており、多くの場合において、物価高騰の影響を利用者から徴収する食費に転嫁できないため補助対象としております。 一方、通所施設においては食費の基準額が定められておらず、利用者から徴収する食費に転嫁が可能なため、補助対象外としております。	
食材料費	9	食材料費の支給額は「10,000円×令和6年10月1日時点の入所者数」とのことだが、10月1日はたまたま入所者数が少なかったため他の日を基準日にしてよいのか？	効率的な審査と迅速な支援を行うため、特別な事情の有無に関わらず、一律で10月1日を算定の基準日としておりますので、ご理解ください。	

食材料費	10	本来補助対象外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅であるが、特定施設の指定を受けた場合は補助対象となる。要介護の方とそれ以外の方が入所しているとき、食材料費の支給額を算定する際の入所者数の考え方は？	要介護認定を受けて入所している者の人数で算定してください。
食材料費	11	もともと補助対象の軽費老人ホーム、養護老人ホームであるが、特定施設の指定も受けている場合で、要介護の方とそれ以外の方が入所しているとき、食材料費の申請は行を分けてそれぞれの入所者数を記載した方がよいのか？	行は分けず、要介護とそれ以外の入所者数をまとめて記載して構いません。
食材料費	12	令和6年10月1日時点の入所者数について、医療機関に入院している者を含めてもよいのか？	施設に入所している者であっても、医療機関に入院している場合は施設における食事の提供がないため、令和6年10月1日時点の入所者数から除いてください。
車両燃料費	13	車両燃料費の対象は訪問系事業所のみとのことだが、送迎を行う通所事業所が対象とならないのはなぜか？	訪問系事業所は、車両を使用して利用者宅を訪問してサービスを提供するものであり、経費に占める車両燃料費の割合が大きくなっています。 一方、通所系事業所は施設で使用する光熱水費等が主な経費であり、車両の使用は送迎に限定されるため、ガソリン価格高騰の影響は比較的小さいことから、支援対象としておりません。